

# (仮称)川崎市地球温暖化対策条例 の基本的な考え方について

川崎市では、平成 20 年 2 月にカーボンチャレンジ川崎エコ戦略(CCかわさき)を発表し、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するため、全市をあげて地球温暖化対策に取り組むこととしております。このたび、多様な主体が協働して地球温暖化対策を推進していくルールとして制定する(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方について意見を募集します。

なお、地球温暖化対策にも寄与すると考えられる川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく「環境に配慮した運搬制度(エコ運搬制度)」についても別途意見を募集しています。

## 御意見の募集と今後の予定

### 1 意見募集の期間

2009(平成 21)年 7 月 1 日(水) ~ 2009(平成 21)年 7 月 31 日(金)  
郵送の場合は、7 月 31 日(金)付けの消印まで有効とします。

### 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、環境局地球環境推進室までご意見を提出してください。(その他の形式により、ご提出いただいても結構です。)

#### (1) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局地球環境推進室あて  
(川崎市役所第 3 庁舎 17 階)

#### (2) ファクシミリ

FAX 番号 : 044(200)3921

#### (3) 電子メール(<http://www.city.kawasaki.jp/pubcomment/>)

川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。

#### 《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

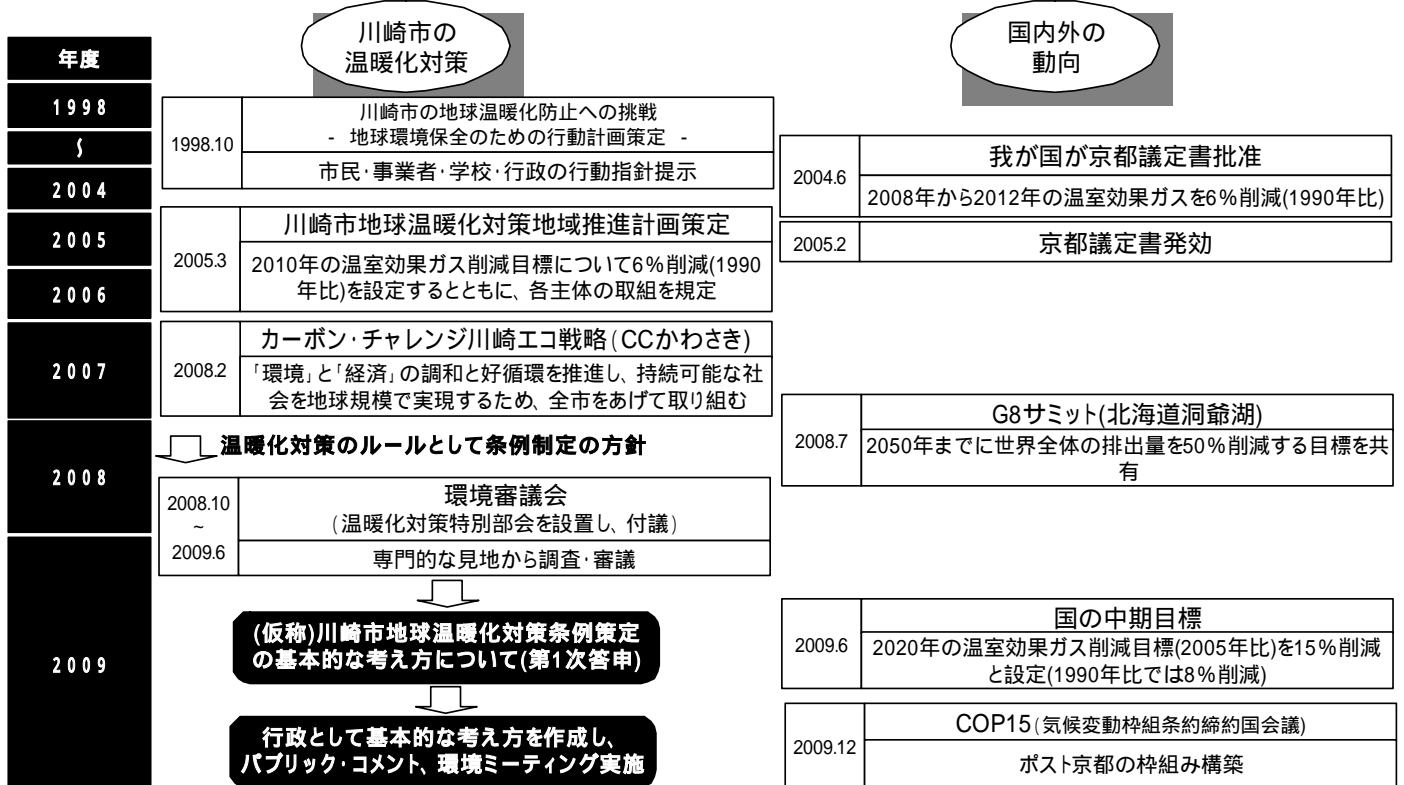
### 3 今後の予定

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方について取りまとめを行い、2009(平成 21)年 11 月下旬を目途にホームページで公表します。

## 検討の経過

川崎市では、国内外の動向を踏まえながら、地球温暖化対策を推進しており、地球温暖化対策のルールとしての「(仮称)川崎市地球温暖化対策条例」の基本的な考え方を含めた、川崎市における今後の地球温暖化対策について専門的な見地から議論いただくために、2008年10月に環境審議会に諮問しました。

2009年6月に(仮称)川崎市地球温暖化対策条例制定の基本的な考え方について答申をいただき、これを踏まえて、このたび市として考え方を取りまとめました。



### 【CCかわさきとは】

右の3つを柱として、全市をあげて地球温暖化対策に取り組むものです(詳細は8ページに)。

### CCかわさき3つの柱

川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進

環境技術による国際貢献の推進

多様な主体の協働によるCO2削減の取組の推進

## 条例制定に向けた基本的な視点

### 【(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の位置づけ】

川崎市の特徴を踏まえながら、長期的な視点にたって、  
全市的に地球温暖化対策を推進していく  
「地球温暖化対策のルール」として制定

#### 長期的な視点に立ち、着実に取り組む。

国内外の動向を踏まえ、長期的な視点にたち、低炭素型社会の実現へ向けて、着実な努力を積み重ねていく必要があります。

#### 川崎市の特徴を踏まえる。

我が国の経済成長を支えてきた事業所が多く立地する地域、人口急増が進む住宅地域、駅前など商業や業務系ビルの立地する地域など、多様な地域特性を有しています。

また、地球温暖化対策に係る市民活動が活発に行われるとともに、公害問題を契機として、培われてきた国内外の範となるような高度な環境技術、人材、ノウハウなどが蓄積されています。

こうした川崎市の特徴を踏まえながら、地球温暖化対策を推進していく必要があります。

#### 環境技術による国際貢献に取り組む。

海外への技術移転や海外からの訪問者の受け入れの実態を踏まえながら、環境技術を活かし、地球的規模での国際貢献に取り組んでいく必要があります。

#### 様々な主体がそれぞれの役割に応じて削減する。

温室効果ガスは、市、事業者、市民のそれぞれから排出されるものであるため、それぞれの役割と責任に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を進めていく必要があります。

#### 関連施策と連携しながら、総合的な体系を構築する。

温室効果ガスの排出の抑制等に関連する施策と連携しながら、定期的な見直しを行い、総合的な体系を構築する必要があります。

条例制定の基本的な考え方( について、意見をお寄せください)

**1 地球温暖化対策に係る計画**

計画的に地球温暖化対策を推進するため、市長は、基本的方向、目標、目標達成のための措置などを定めた地球温暖化対策の推進に関する計画を策定します。

この計画の策定プロセスとしては次のものが想定されます。

計画の策定に当たっては、市長は、審議会等の意見を聴く。

市長は、計画を策定したときは、公表する。

市長は、毎年度、計画に基づく措置の実施状況等を公表する。

計画の策定にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮します。

**2 事業者活動に関する地球温暖化対策**

**(1) 大規模事業者に対する計画書・報告書制度**

温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等に係る計画を作成し、これを市長へ提出するとともに、この計画に基づく取組や温室効果ガスの排出状況を市長に報告する制度を創設します。

この制度として想定されるフローは次のとおりです。

事業者は、計画書を作成し、市長に提出する。また、この計画に基づく取組状況等について毎年報告書を作成し、市長に提出する。

市長は、提出された計画書及び報告書の概要を公表する。

計画書及び報告書に基づく取組について、市長は必要に応じて指導・助言する。

計画書及び報告書を提出しない場合については、市長は、勧告し、意見聴取の機会を設け、事業者の氏名を公表する。

なお、温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業者としては次のものが想定されます。また、フランチャイズチェーンなど、特定の商号などを用いるものも合算し、対象とします。

- ・ 原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者
- ・ 100台以上の自動車を使用する事業者
- ・ エネルギーの使用に由来する二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が二酸化炭素換算で3,000トン/年を超える事業者

**(2) 中小規模事業者に対する地球温暖化対策の支援等**

中小規模事業者についても地球温暖化対策計画書・報告書を提出できるようにします。また、市は、省エネルギー診断の実施など、中小規模事業者に対する必要な支援を講じるものとします。

### 3 開発行為等における地球温暖化対策

#### (1) 開発行為における地球温暖化対策

大規模な開発行為を行う事業者に対して、当該開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置、再生可能エネルギー等の導入検討結果等を記載した計画書の作成・市長への提出を課す制度を創設します。

その制度として、想定されるフローは次のとおりです。

事業者は、市長に計画書を提出する。

市長は、事業者が計画書を提出したときは、その概要を公表する。

市長は、事業者が提出した計画書の内容について必要な指導・助言を行う。

計画書を提出しない場合については、市長は、勧告し、意見聴取の機会を設け、事業者の氏名を公表する。

なお、大規模な開発行為としては次のものが想定されます。

- ・ 10,000 m<sup>2</sup>以上の区域において、床面積の合計が5,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の新築を目的とする開発事業

#### (2) 建築行為における地球温暖化対策

建築物の新築、増築又は改築を行う者は温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を、市は建築物における温室効果ガス排出抑制のための措置を講じるよう努めるものとします。

#### (3) 住宅販売時の情報提供

住宅を販売する者等は、当該建築物に係る再生可能エネルギー等に係る情報を提供するように努めるものとします。

### 4 再生可能エネルギー等の利用による地球温暖化対策

#### (1) 再生可能エネルギー等の優先的な利用等

地球温暖化対策を推進する上で、再生可能エネルギー等の活用は重要であることから、事業者及び市民はその優先的な利用に努めるとともに、市は、必要な支援措置を講ずるものとします。

あわせて、一定規模以上の建築物の新築、増築又は改築をしようとするものは、その導入を検討し、検討結果を市長に報告する制度を設けるものとします。なお、一定規模以上としては、床面積の合計5,000 m<sup>2</sup>超などが想定されます。

#### (2) エネルギー供給事業者による情報提供等

市域の温室効果ガス排出量をより詳細に把握するため、市長は、エネルギー供給を行う者に対し、市内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることとします。

### 5 運輸・交通における地球温暖化対策

運輸・交通における地球温暖化対策を促すため、公共交通機関の利用しやすい環境の整備や、エコドライブの推進、温室効果ガスの排出量のより少ない自動車等の使用を推進します。

## **6 優れた環境技術等による国際貢献の推進**

### **(1) 地球温暖化対策に資する製品・技術等**

川崎市には、公害問題を契機として、培ってきた高度な環境技術や省エネルギー技術、人材、ノウハウが蓄積されており、広く内外の地球温暖化対策の推進に貢献しています。

こうした取組は、川崎市の特徴・強みの一つであるといえ、事業者については、地球規模での温室効果ガスの排出量の抑制に寄与するよう、その排出のより少ない製品や技術の開発、その排出の抑制に寄与する製品や技術の開発を行うよう努めるとともに、市は、こうした事業者の行う温室効果ガスの排出の量のより少ない製品や技術の開発等を支援するものとします。

### **(2) 環境技術等による国際貢献の推進**

6(1)のとおり、川崎市内には、高度な環境技術や省エネルギー技術が蓄積されており、事業者は、こうした技術のアジア地域などへの移転を通じた国際貢献を進めています。また、一部の事業者は、海外からの訪問者を積極的に受け入れています。

このため、優れた環境技術や省エネルギー技術を有する事業者は、こうした事業活動を通じて、国際貢献を推進するよう努めるとともに、市は、事業者等と連携して、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進していくものとします。

## **7 日常生活における地球温暖化対策**

市民は環境に配慮したライフスタイルを自ら実践し、市は情報提供、その他推進組織への支援など必要な措置を講じることとします。

## **8 環境教育・環境学習の推進**

事業活動や日常生活における地球温暖化対策を促していく上で重要となる環境教育や環境学習を推進します。

## **9 緑の保全及び緑化の推進**

ヒートアイランド対策、さらには温室効果ガスの吸収源対策として、緑の保全及び緑化を推進します。

## **10 廃棄物の発生抑制など循環型社会の形成**

温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、廃棄物の発生抑制など、循環型社会の形成を推進します。

## **11 地球温暖化対策に係る組織整備**

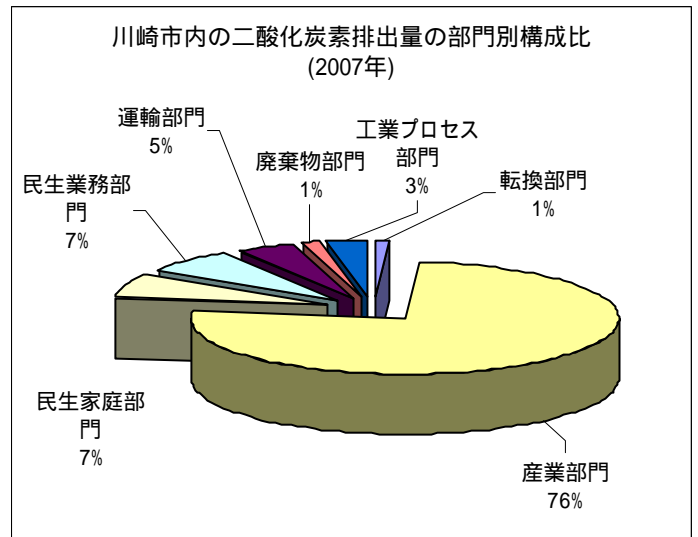
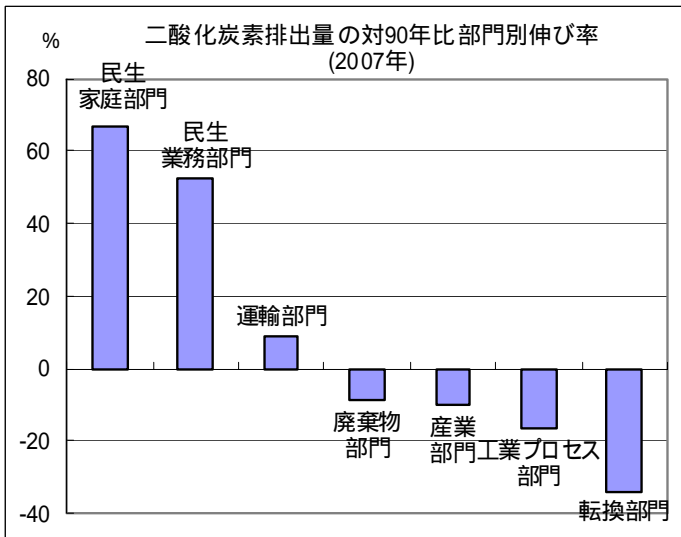
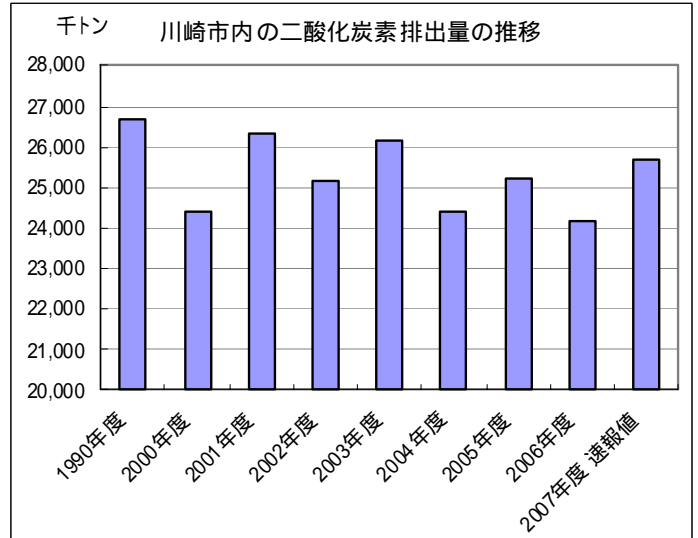
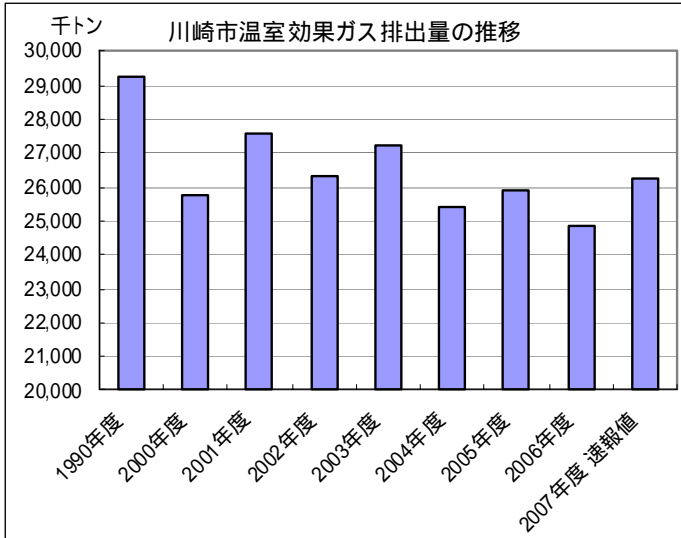
平成 20 年 6 月の法改正により、これまで都道府県に認められていた地球温暖化防止活動推進センターについて、指定都市等も指定できるようになりました。同様に、これまで都道府県にのみ認められていた地球温暖化防止活動推進員についても、指定都市等の市長は委嘱できることとなりました。

こうした地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員について、考え方を整理した上で、必要に応じて支援することとします。

## **12 表彰**

市は、地球温暖化対策に貢献する取組を行った市民、事業者等を表彰するために必要な施策を講じることとします。

参考資料



関連用語

**エネルギーの使用に由来する二酸化炭素：**

石油や石炭の燃焼などエネルギーを生み出すために排出される二酸化炭素

**温室効果ガス：**熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ二酸化炭素などのガス

**再生可能エネルギー：**太陽光、太陽熱、風力などの繰り返し利用が可能なエネルギー

**省エネルギー：**エネルギーの消費量を減らし、同じ活動でもより少ないエネルギーで行うように努める取組

**地球温暖化：**地球の平均気温が長期的にみて上昇する現象

**地域地球温暖化防止活動センター：**「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」)」に基づき、政令市長等が指定し、地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」などを実施

**地球温暖化防止活動推進員：**地球温暖化の現状やその対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策を推進するために法に基づき、政令市長等が委嘱し、地域に根ざした自主的・積極的な活動などを実施

**ヒートアイランド：**都市の中で発生する人工熱や大気汚染、建築物などの影響で、都市上空を周囲より高温な空気が島状に覆っている状態

## CCかわさきの取組概要

「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するため、右の3つを柱に全市をあげて取り組みます。

### 平成21年度の主な取組内容

#### - 太陽光発電の拡大 -

温室効果ガス排出量削減に大きく貢献する太陽光発電の導入を推進します。

**メガソーラー発電の推進:** 浮島及び扇島におけるメガソーラー発電の設置計画(20,000kW)を契機として、浮島処理センター内環境学習室に整備する太陽光発電等PR施設の基本・実施設計を行います。

**住宅用太陽光発電設備設置補助の拡充:** 住宅における普及を目指し、現在の補助単価を増額するとともに、助件数を拡充します。

**太陽光発電設備導入モデル事業:** 次世代蓄電池として期待される大型リチウム電池を利用した、太陽光発電設備導入モデル事業を高津区役所で行います。

#### - 環境総合研究所整備に向けた取組 -

**環境総合研究所基本計画の策定:** 殿町3丁目地区(神奈川口)先行土地利用エリアでの整備に向けて、基本計画を策定します。

**環境技術産学公民連携事業等:** 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業など、環境技術情報センターの事業を通じて企業、大学等の研究機関、NPO、市民などと環境技術研究・開発を推進します。

#### - 環境技術による国際貢献の推進 -

川崎の優れた環境技術を活かし、地球規模でのCO2削減に向けた取組を進めます。

##### 国連環境計画(UNEP)連携協調事業

・「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」の開催や国際エコタウンプロジェクトなど、UNEPと連携した取組を進めます。

・国連グローバルコンパクトの市内展開を図るため、「かわさきコンパクト」の取組を一層進めます。

**国際環境産業推進事業:** 環境技術の移転による国際貢献・産業振興を推進するため、川崎国際環境技術展の開催とビジネスマッチングのフォローアップ支援を行います。

**環境技術情報の収集・発信:** 環境技術情報のポータルサイト構築に向けた戦略を策定し、環境技術情報を広く国内外に発信します。

**アジア起業家誘致交流促進事業:** 市内産業の有する環境技術・知的資源をアジアのパワーと融合させることで、国内外での環境産業の振興を図ります。

### CCかわさき3つの柱

川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進

環境技術による国際貢献の推進

多様な主体の協働によるCO2削減の取組の推進



#### - 「低CO2川崎ブランド」 -

**「低CO2川崎ブランド」制度の構築:** 環境技術や製品の間接効果を適正に評価する「CO2削減川崎モデル」に基づき、「低CO2川崎ブランド」制度を構築します。ブランド認定製品を広く発信することで環境技術のイノベーションを促進します。

#### - 電気自動車の普及促進・BDFの試験導入 -

次世代自動車として期待される電気自動車やバイオディーゼル燃料(BDF)の普及に向けた取組を行います。

**電気自動車導入助成事業:** 電気自動車の普及拡大に向けて補助制度を創設します。

**市営バスへのBDFの試験導入:** バイオディーゼル燃料を試験的に導入し、効果の検証を行います。



#### - その他の取組 -

**「先端産業創出支援制度」:** 国際環境特別区構想を推進する取組として環境・エネルギー等の先端技術の事業化を支援します。

**川崎駅東口駅前広場の環境に配慮した整備:** 川崎の表玄関である川崎駅東口の再整備にあたり、太陽光発電の設置や、LED照明、屋上緑化などを取り入れて設計を行います。

##### 中小企業向け省エネルギー診断の実施

##### 各区役所を中心としたエコ化の推進

・中原区STOP!ヒートアイランド事業

・「エコシティたかつ」推進事業

・麻生区自然エネルギー活用促進事業 など

**エコドライブの推進:** エコドライブ支援装置導入補助 など